

(表)

本巢市
受付印

支給市区町村(※令和6年6月3日時点の市区町村)

本巢市長 様

令和6年度低所得世帯支援給付金 申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税証明書

または住民税課税証明書(所得割が課税されていないもの)を添付してください。(該当する方全員)

○既に住民税非課税世帯等に対する給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、対象となりません。

No.	(ふりがな) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	令和6年1月1日 及び 令和5年12月1日 時点の住所	異なる場合には それぞれの時点の住所を記載	住民税課税状況	
					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる	令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)
1		世帯主			R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
2				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
3				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
4				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
5				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
6				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる		令和6年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	
					R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和5年度 □非課税 □課税 □未申告 □課税(均等割のみ)	

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をお書きください。	1	0		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、本巢市役所福祉支援課(電話 058-323-7752)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和6年度低所得世帯支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 『基準日(令和6年6月3日)において、本巢市に住居登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が新たに非課税となった世帯』または、『基準日(令和6年6月3日)において、本巢市に住居登録があり、令和6年度住民税について、新たに「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」で構成されることとなった世帯』に該当します。
イ 令和6年度の住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯ではありません。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
エ 令和6年1月2日以降に入国した者のみで構成される世帯ではありません。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 本巢市の実施する低所得世帯支援給付金【令和5年度非課税世帯への給付金(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)】の支給対象であった世帯、すでに本巢市以外の市区町村が行う同種の給付金、商品券等の支給を受けた世帯または当該支給対象世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本巢市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、本巢市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 本巢市の支給決定後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本巢市が定める期限までに、申請・請求者に連絡や確認ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 令和6年度低所得世帯支援給付金 申請書(請求書)**(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税証明書(所得割が課されていないことが確認できるもの)』または『令和6年度住民税非課税証明書』
※「令和6年1月1日時点の住所」欄が「異なる」に該当する方全員分をご用意ください。令和7年3月末時点で15歳以下の方は不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名